

- ① **公共施設等運営権者が実施できる業務の範囲等の明確化** 〈P7:3.(1)①〉
 - ・ 公共施設等運営事業に密接に関連する「建設」「改修」等について、運営権者が実施できる業務の範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図るため、PFI法の改正を含めて検討を行う。
- ② **キャッシュフローを生み出しにくいインフラへのPPP/PFIの導入** 〈P8 :3.(1)③〉
 - ・ キャッシュフローを生み出しにくいインフラ（道路や学校等の公共建築物等）についても積極的にPPP/PFIを推進するため、モデル事業実施やガイドライン事例集等の策定などの導入支援を行う。
- ③ **BOT税制の特例措置の拡充** 〈P9 :3.(1)⑤〉
 - ・ 機動的な施設改修など創意工夫が発揮しやすいBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討する。
- ④ **地方公共団体が要するアドバイザー費用等に対するより適切な支援** 〈P10:3.(2) i 〉
 - ・ PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用について、交付金による適切な支援、支援分野の拡大等、地方公共団体の取り組みが加速するようなインセンティブについて検討を行う。
- ⑤ **資格等の整備に係る検討** 〈P11:3.(2) iii 〉
 - ・ 地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、それらの人材を活用し、PPP/PFIの経験のない地方公共団体等を支援する仕組み等を検討する。
- ⑥ **地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進** 〈P14:3.(3) 〉
 - ・ 地域におけるPPP/PFI事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等を行う産官学金で構成された地域プラットフォームの拡大及び継続的な活動を支援する。
- ⑦ **株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用** 〈P19:3.(6) 〉
 - ・ 機構の資金供給機能、コンサルティング機能を積極的に活用し、地域のPPP/PFI事業の大幅な掘り起こしを進める。また、機構の今後のあり方について、設置期限の延長も含め検討を行う。
- ⑧ **集中取組方針** 〈P22～4.(2)②、③、⑦、⑧〉
 - ・ 公共施設等の運営における官民連携を推進するため、空港、水道、下水道等の各分野の目標設定等について、所要の改定を行う。